

# 協議会での検討事項と 今後の進め方(案)について

令和2年9月23日

# 協議会での検討事項と今後の進め方(案) 1/3

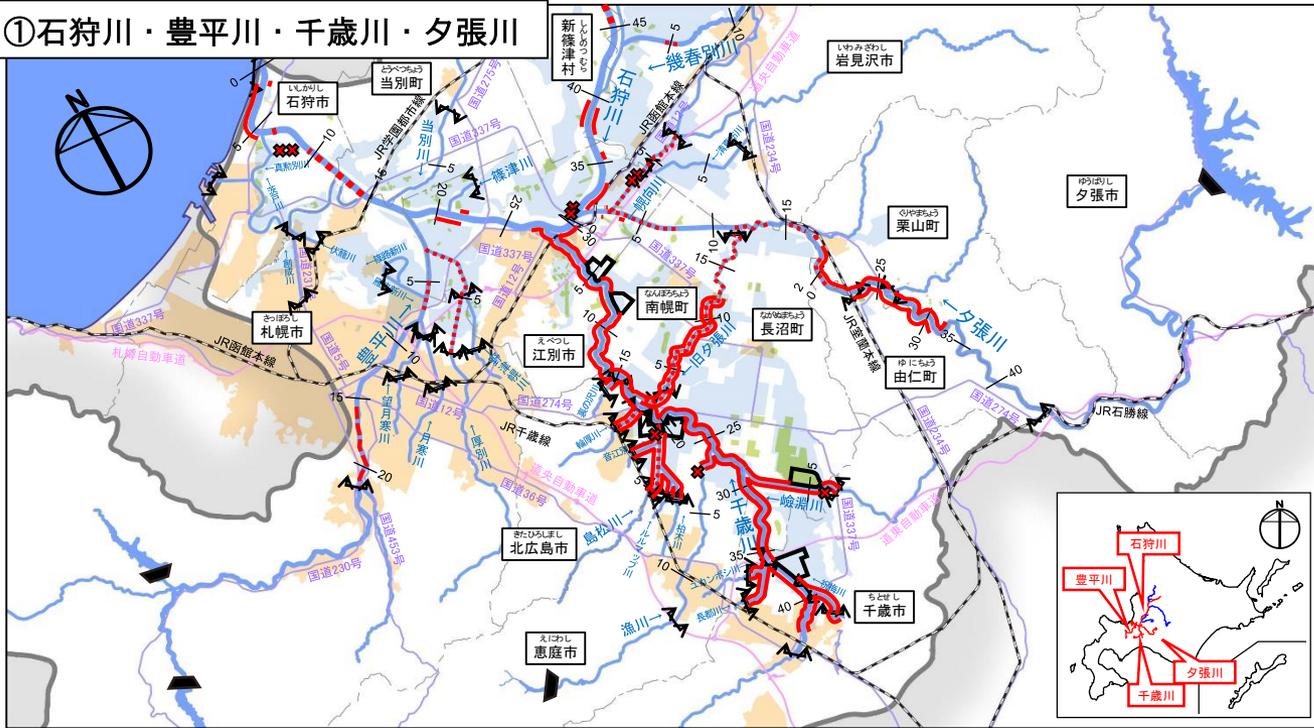
## 石狩川（下流）水系流域治水プロジェクト（素案）

～250万石の米どころ「石狩川流域」を洪水から守るための治水対策の推進～

[1/4]

○ 令和元年東日本台風では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、石狩川水系においても、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、戦後最大の昭和56年8月と同規模の洪水を安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る。

### ①石狩川・豊平川・千歳川・夕張川



**■河川における対策**  
 国の対策内容 河道掘削、堤防整備、河床洗堀対策、樹木伐採、北村遊水地整備、幾春別川総合開発事業、雨竜川ダム再生事業等  
 ※今後、関係機関と連携し、道管理区間の河川改修を追加予定

**■流域における対策のイメージ**  
 ・既存ダムの洪水調節機能の強化  
 ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備  
 ・土地利用規制・誘導（災害危険区域等）等  
 ※今後、関係機関と連携し対策検討

**■ソフト対策のイメージ**  
 ・水位計・監視カメラの設置  
 ・マイ・タイムラインの作成 等  
 ※今後、関係機関と連携し対策検討

- 凡例
- ✖ 堤防決壊箇所 (S56.8洪水実績※)
  - 堤防整備
  - 河道掘削
  - 河床洗堀対策
  - 浸水範囲 (H13.9洪水実績)
  - 浸水範囲 (S56.8洪水実績)
  - 主要都市の市街地
  - ▲ 大臣管理区間
  - ▲ 2-7区間 ※国管理河川区間



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

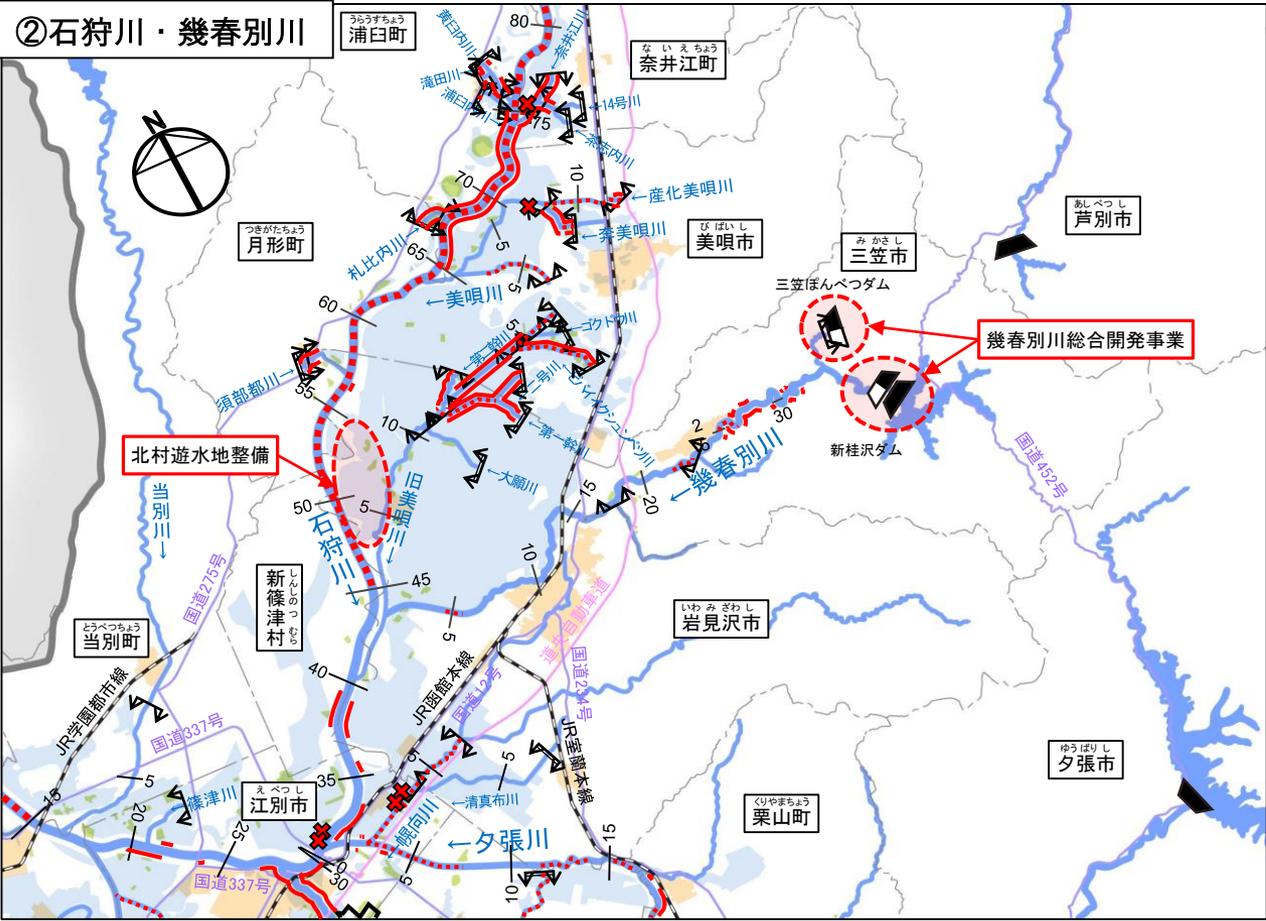
# 協議会での検討事項と今後の進め方(案) 1/3

## 石狩川（下流）水系流域治水プロジェクト（素案）

～250万石の米どころ「石狩川流域」を洪水から守るための治水対策の推進～

[2/4]

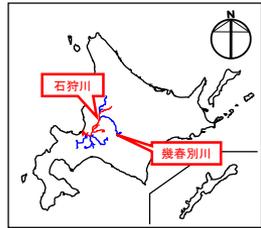
### ②石狩川・幾春別川



**■河川における対策**  
 国の対策内容 河道掘削、堤防整備、河床洗堀対策、樹木伐採、北村遊水地整備、幾春別川総合開発事業、雨竜川ダム再生事業等  
 ※今後、関係機関と連携し、道管理区間の河川改修を追加予定

**■流域における対策のイメージ**  
 ・既存ダムの洪水調節機能の強化  
 ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備  
 ・土地利用規制・誘導(災害危険区域等)等  
 ※今後、関係機関と連携し対策検討

**■ソフト対策のイメージ**  
 ・水位計・監視カメラの設置  
 ・マイ・タイムラインの作成 等  
 ※今後、関係機関と連携し対策検討



- 凡例
- ◆ 堤防決壊箇所 (S56.8洪水実績\*)
  - 堤防整備
  - 河道掘削
  - 浸水範囲 (H13.9洪水実績)
  - 浸水範囲 (S56.8洪水実績)
  - 主要都市の市街地
  - ▲ 大臣管理区間
  - ▲ 2-7区間 ※国管理河川区間



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

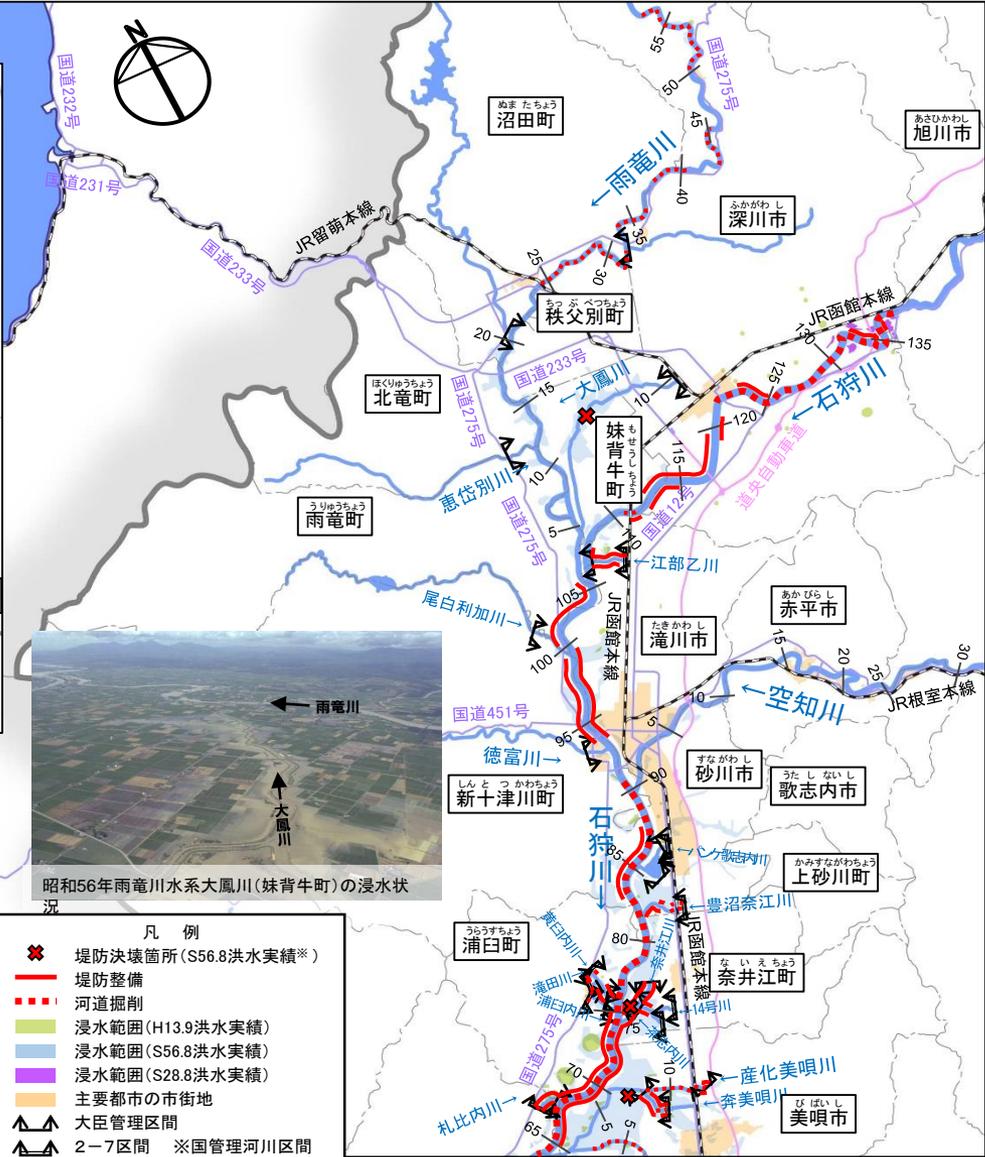
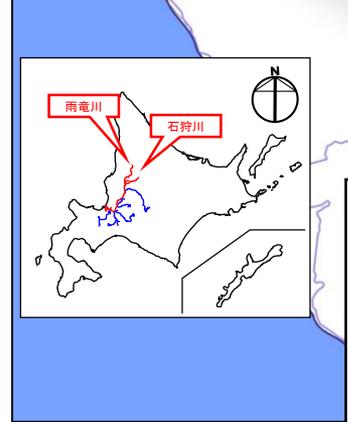
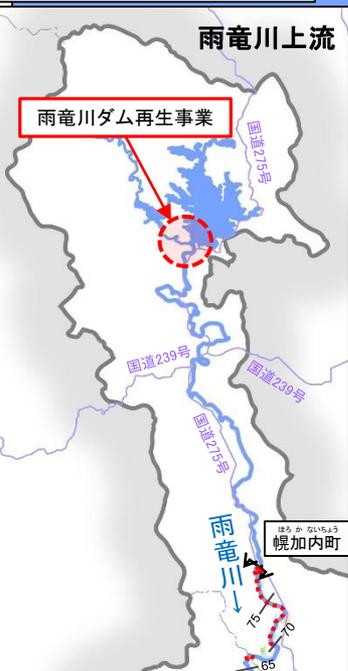
# 協議会での検討事項と今後の進め方(案) 1/3

## 石狩川（下流）水系流域治水プロジェクト（素案）

～250万石の米どころ「石狩川流域」を洪水から守るための治水対策の推進～

[3/4]

### ③石狩川・雨竜川



**■河川における対策**

国の対策内容 河道掘削、堤防整備、河床洗堀対策、樹木伐採、北村遊水地整備、幾春別川総合開発事業、雨竜川ダム再生事業等

※今後、関係機関と連携し、道管理区間の河川改修を追加予定

**■流域における対策のイメージ**

- ・既存ダムの洪水調節機能の強化
- ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
- ・土地利用規制・誘導(災害危険区域等)等

※今後、関係機関と連携し対策検討

**■ソフト対策のイメージ**

- ・水位計・監視カメラの設置
- ・マイ・タイムラインの作成等

※今後、関係機関と連携し対策検討

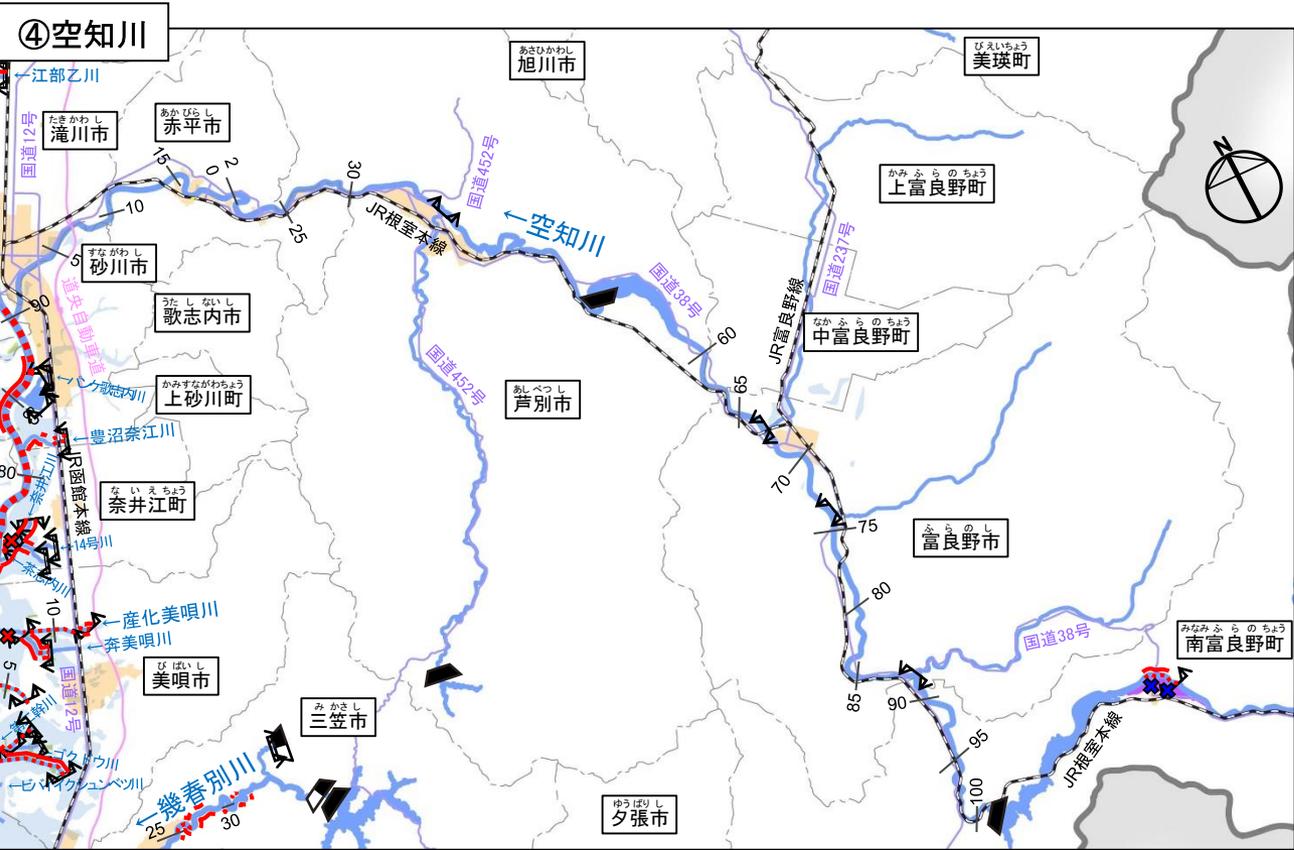
※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

# 協議会での検討事項と今後の進め方(案) 1/3

## 石狩川（下流）水系流域治水プロジェクト（素案）

～250万石の米どころ「石狩川流域」を洪水から守るための治水対策の推進～

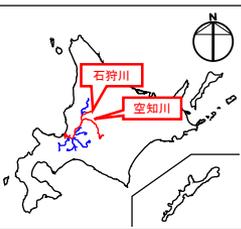
[4/4]



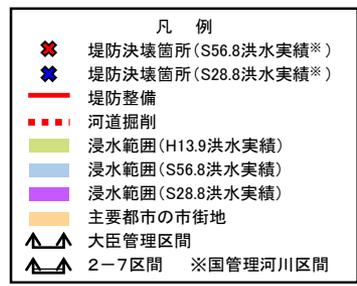
**■河川における対策**  
 国の対策内容 河道掘削、堤防整備、河床洗堀対策、樹木伐採、北村遊水地整備、幾春別川総合開発事業、雨竜川ダム再生事業等  
 ※今後、関係機関と連携し、道管理区間の河川改修を追加予定

**■流域における対策のイメージ**  
 ・既存ダムの洪水調節機能の強化  
 ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備  
 ・土地利用規制・誘導(災害危険区域等)等  
 ※今後、関係機関と連携し対策検討

**■ソフト対策のイメージ**  
 ・水位計・監視カメラの設置  
 ・マイ・タイムラインの作成等  
 ※今後、関係機関と連携し対策検討



平成28年空知川(南富良野町)の浸水状況

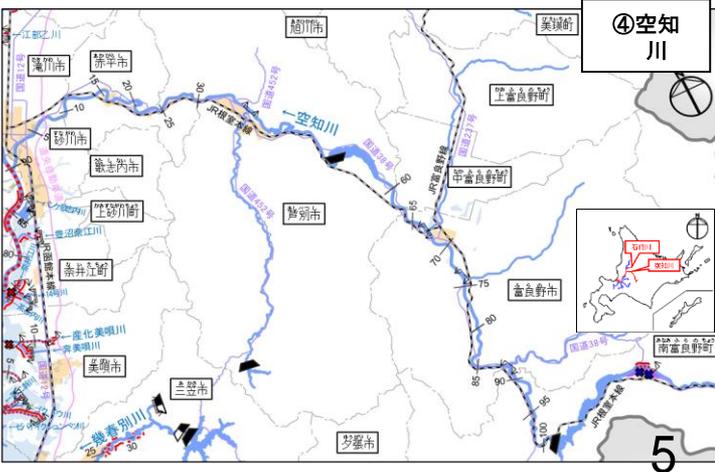
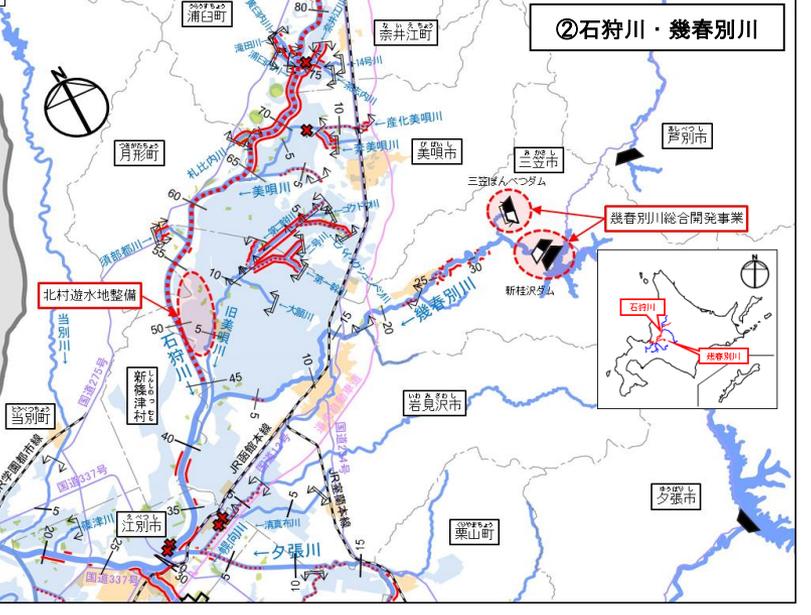
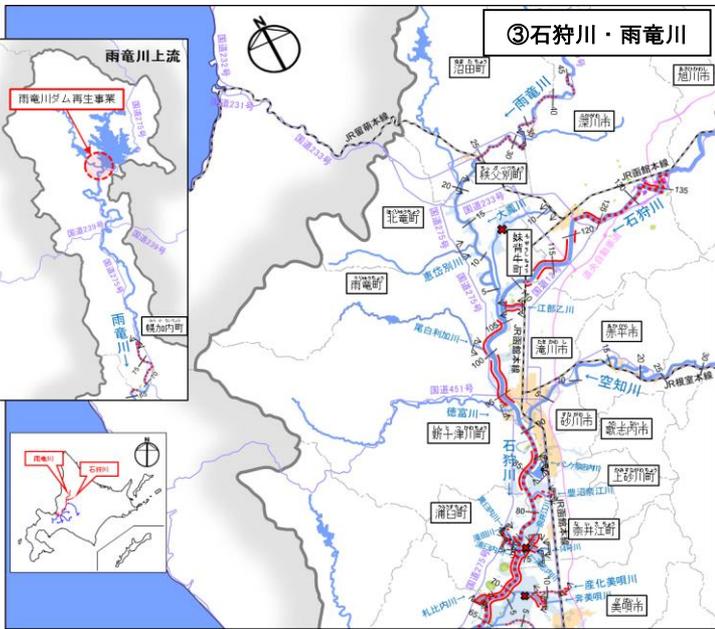
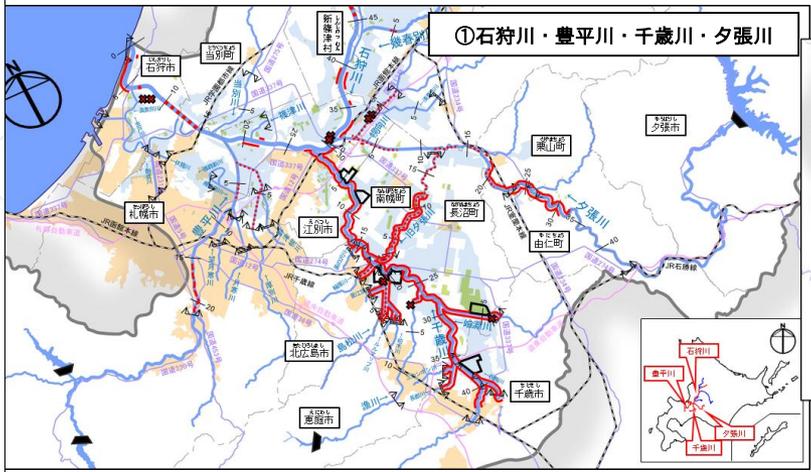
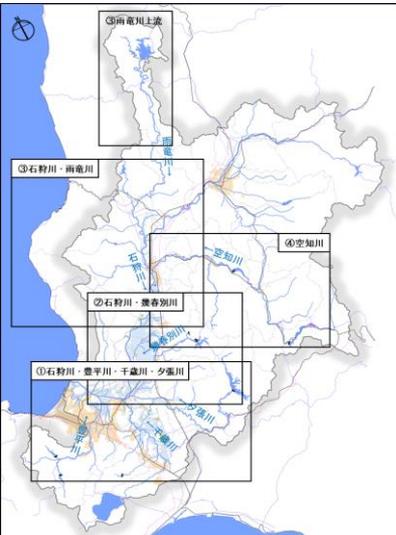


※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

# 協議会での検討事項と今後の進め方(案) 1/3

## 石狩川（下流）水系流域治水プロジェクト（素案）

～250万石の米どころ「石狩川流域」を洪水から守るための治水対策の推進～



**河川における対策**  
 国の対策内容  
 河道掘削、堤防整備、河床洗掘対策、樹木伐採、北村遊水地整備、幾春別川総合開発事業、雨竜川ダム再生事業等  
 ※今後、関係機関と連携し、道管理区間の河川改修を追加予定

**流域における対策のイメージ**  
 ・既存ダムの洪水調節機能の強化  
 ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備  
 ・土地利用規制・誘導（災害危険区域等）等  
 ※今後、関係機関と連携し対策検討

**ソフト対策のイメージ**  
 ・水位計・監視カメラの設置  
 ・マイ・タイムラインの作成等  
 ※今後、関係機関と連携し対策検討

- 凡例
- 堤防決壊箇所(S56洪水実績\*)
  - 堤防整備
  - 河道掘削
  - 河床洗掘対策
  - 浸水範囲(H13洪水実績)
  - 浸水範囲(S56洪水実績)
  - 主要都市の市街地
  - 大臣管理区間
  - 2-7区間
  - 国管理河川区間

## 1 対策の検討（※国、北海道、自治体）

- ・ 水災害リスクを把握のうえ、各構成機関（※）において実施済及び実施中の流域対策、ソフト対策などの取組を確認し、共有する。
- ・ 流域治水（①、②、③）の観点から、各地域での既存の取組も含め新たに実施可能な取組について検討する。
  - ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策
  - ② 被害対象を減少させるための対策
  - ③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

## 2 流域治水の対策内容共有

各構成機関による対策検討（案）を基に、流域で行う流域治水の全体像を共有する

## 3 流域治水プロジェクトの策定、反映

連携、対策を組み合わせた整備等の加速化や効果的な水災害へのリスク対応などを目標として、流域全体で取り組んでいく対策を決定し、流域治水プロジェクトに反映

# 協議会での検討事項と今後の進め方(案) 3/3

7月6日

石狩川(下流)水系流域治水プロジェクト  
(素案)公表

9月23日(予定)

第1回 石狩川(下流)水系流域治水協議会

R2.秋頃(予定)

石狩川(下流)水系流域治水プロジェクト  
(中間とりまとめ公表)

R2.秋頃(予定)

石狩川(下流)水系流域治水協議会  
第1回 地域部会

R2年度末(予定)

第2回 石狩川(下流)水系流域治水協議会

R2年度末(予定)

石狩川(下流)水系流域治水プロジェクト公表

R3年度~

第3回~ 石狩川(下流)水系流域治水協議会

石狩川(下流)水系  
(直轄区間)

石狩川(下流)水系  
(北海道および  
自治体の管理区間)

○石狩川(下流)水系流域治水協議会の設立

- 流域治水の検討事項、進め方の共有
- 中間とりまとめ(案)の提示

○流域で行う流域治水の全体像の共有

○流域対策における方向性の追加確認、検討

○石狩川(下流)水系流域治水プロジェクトの策定

○石狩川(下流)水系流域治水プロジェクトに基づく  
対策の実施状況フォローアップ

○事業の追加など、流域対策の充実化

- 1 各地域部会を今後秋頃を目処に開催し、新たに実施可能な流域対策の取組を検討する。  
各地域部会の具体的な進め方は、地域の実情を踏まえるものとし、既存の検討会等を活用することもできるものとする。
- 2 各地域部会での検討結果を踏まえて、事務局において「流域治水プロジェクト(案)」をとりまとめる。  
第2回流域治水協議会において、事務局から提示する「流域治水プロジェクト(案)」をもとに検討し「流域治水プロジェクト」を策定する。
- 3 令和3年度以降、取組状況のフォローアップを協議会もしくは地域部会において行うものとする。(年1回程度)